

臨時福祉給付金について

消費税率の引上げに伴う、低所得者の負担の軽減を図るため、国の全額補助事業として、臨時福祉給付金を給付します。

また、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者を支援するため、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を給付します。

1 事業概要

(1) 平成 28 年度臨時福祉給付金

ア 給付対象者

平成 28 年 1 月 1 日（基準日）時点で横浜市住民基本台帳に登録されている方で次の①及び②の両方に該当する方

- ① 平成 28 年度市民税が課税されていない方（市町村民税が課税されている方の扶養親族等を除く）
- ② 生活保護等を受けていない方

イ 対象者数：約 51.5 万人

ウ 給付額

給付対象者一人につき 3 千円

(2) 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）

ア 給付対象者

平成 28 年度臨時福祉給付金の対象者のうち、障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給している者（高齢者向け給付金（裏面の【参考】参照）を受給した者を除く）

イ 対象者数：約 4 万人

ウ 給付額

給付対象者一人につき 3 万円

2 申請方法

(1) 申請書配付

平成 28 年 8 月から順次、対象になると思われる方に郵送

(2) 申請期間

平成 28 年 8 月 1 日（月）から平成 29 年 2 月 1 日（水）まで

(3) 受付方法

原則として郵送で受付 ※上記(1)で配付する申請書に返信用封筒同封

(4) 支給方法

平成 28 年 10 月から原則として口座振込により支給

3 コールセンターの概要

現在設置している高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）のコールセンターに併設する形で設置します。専用ダイヤルの番号も変更ありません。

横浜市『臨時福祉給付金』専用ダイヤル

0 1 2 0 - 3 9 1 - 3 7 0

全日 9 時～18 時（土・日・祝日・年末年始を含む）

※ 携帯電話等からの通話も可能です。

裏面あり

- (1) 設置期間
平成 29 年 3 月 31 日（金）まで
- (2) 通話料
無料（フリーダイヤル）
- (3) 対応言語
日本語のほか、外国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・タガログ語・スペイン語）にて対応
- (4) 受付内容
制度などの一般的な問合せのほか、申請書の提出方法についても受け付けます。

4 相談窓口

- (1) 設置期間
平成 28 年 8 月 1 日（月）から平成 28 年 11 月 30 日（水）まで
- (2) 設置か所
各区 1 か所
- (3) 受付時間
平日（月曜日から金曜日まで(祝日等を除く。)) 8 時 45 分から 17 時まで
- (4) 受付内容
申請書の記載方法や申請方法などの相談を受けます。
なお、この窓口で、給付金の支給は行いません。

5 広報等

新聞、交通機関の広告に掲載するほか、ホームページ、チラシの配布等を行います。

【参考】高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）について

年金生活者等支援臨時福祉給付金のうち、高齢者向け給付金は、4 月 18 日（月）から申請受付を開始しております。

1 給付対象者

平成 27 年度臨時福祉給付金対象者（※）のうち、65 歳以上（平成 28 年度中）となる者

（※）平成 27 年度臨時福祉給付金対象者

平成 27 年 1 月 1 日（基準日）現在、横浜市の住民基本台帳に登録されている方で次の①及び②の両方に該当する方

① 平成 27 年度市民税が課税されていない方（市町村民税が課税されている方の扶養親族等を除く）

② 生活保護等を受けていない方

2 対象者数：約 25.5 万人

3 給付額：給付対象者一人につき 3 万円（支給開始は、5 月 13 日（金）～）

4 期間

申請受付：平成 28 年 4 月 18 日（月）～平成 28 年 7 月 25 日（月）

相談窓口：同 上

コールセンター：平成 28 年 3 月 15 日（火）～平成 28 年 9 月 30 日（金）

※その他、受付方法や支給方法などは、平成 28 年度臨時福祉給付金等と同様です。